

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップによると、香寺町において市川が氾濫した場合、市川近傍の地域が0.5～10mの浸水予想がされている。この地域はJR香呂駅周辺及び、国道312号線沿いに事業所が集積しており、いずれも市川の洪水の危険度が高い地域である。

夢前町において夢前川・菅生川が氾濫した場合、各河川近傍の地域が浸水し、所によっては0.5～10mの浸水のおそれがある。この地域は県道67号線沿線における前之庄の周辺と南部の一部で事業所が集積しており、いずれも夢前川の洪水の危険度が高い地域である。

また、県道80号線沿線夢前町南部の一部でも事業所が集積している。これらも菅生川の洪水の危険度が高い地域である。

安富町においては林田川が氾濫した場合、林田川近傍の地域が浸水するおそれがある。

この地域は国道29号線沿いの安富町南部の一部に事業所が集積している地域が存在し、林田川の洪水の危険度が高い地域である。

想定最大規模降雨による浸水想定では、各河川近傍の地域の大部分が0.5～10mの浸水想定である。

なお、家島町における洪水浸水想定はない。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山裾近くで800箇所近くが土砂災害警戒区域に指定されている。(姫路商工会管轄地域)(急傾斜地543箇所、土石流259箇所、地滑り1箇所)
土砂災害警戒区域数は多いが、この区域には、あまり事業所がない。

(高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、家島諸島の沿岸部などが浸水想定区域となっている。
男鹿島の事業所数は多くないが、すべての事業所において浸水被害が予想される。

家島本島では、事業所の大半が沿岸部に位置するため、事業所の約70%において浸水被害が予想される。

坊勢島では、事業所の大半が沿岸部に位置するため、事業所の約80%において浸水被害が予想される。

西島の事業所は、採石場と海上釣り堀だけであるが、すべての事業所において浸水・高潮被害が予想される。

(地震：姫路市地域防災計画)

今後本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、次のような地震があげられる。

<想定される地震の概要>

(平成 21 年度・22 年度兵庫県地震被害想定調査報告書)

活断層 規模等	山崎断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	六甲・淡路島 断層帯地震 (六甲山地南縁 - 淡路島東岸)	中央構造線 断層帯地震 (紀淡海峡～ 鳴門海峡)	上町断層帯 地震	伏在断層 による地震
想定規模	M 8.0	M 9.1※	M 7.9	M 7.7	M 7.5	M 6.9
最大被害地域	播磨地域	淡路地域	神戸・阪神地 域	淡路地域	神戸・阪 神 地域	震源付 近
姫路市域にお ける最大震度	震度 7	震度 6 強	震度 6 強	震度 5 強	震度 5 強	震度 7

(南海トラフ巨大地震については、兵庫県が平成 26 年 2 月に公表した「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図」による。)

本市に大きな被害をもたらすと予想される以下の 2 つの地震について

①山崎断層帯地震【内陸活断層地震】

- ・ 30 年以内の発生確率 0.09%～1%
- ・ 市街地から中山間地にかけて広域に地震被害が及ぶ地震
- ・ 市内の直下を横断する断層であり、市内の広範囲にわたり大きな被害を発生させる
- ・ 内陸活断層地震であることから、揺れによる建物被害・人的被害が甚大となる
- ・ 東西の主要交通網（鉄道（新幹線）、国道・高速道路（中国道・山陽道））に大きな被害を発生させる

②南海トラフ巨大地震【海溝型地震】

- ・ 30 年以内の発生確率 70%～80%
- ・ 津波被害が発生する
- ・ 長周期地震であり、高層建築物の被害や、広範囲で液状化被害が発生する
- ・ 全県、全国規模で甚大な被害が発生であり、周辺都市からの応援が困難

(津波：ハザードマップ)

南海トラフを震源とする地震で、特に、大きな地震（南海トラフ巨大地震）が発生した場合、震度 6 強の揺れに加え、家島では地震発生後 120 分で最大 1.9 m の津波が来襲すると予想されている。

(その他)

市内では、昭和38年、40年、51年、平成2年、16年、23年等において、これまで何度も大きな洪水が発生してきた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

「令和3年経済センサス - 活動調査」によると

- ・商工業者等数 1,459人
- ・小規模事業者数 1,083人

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	131	130	管内全域に広く分散している
	製造業	117	101	管内北部に多い
	卸・小売業	350	233	管内全域に広く分散している
	飲食・宿泊業	175	129	管内全域に広く分散している
	サービス業	627	452	管内全域に広く分散している
	その他	59	38	

(3) これまでの取組

1) 姫路市の取組

・地域防災計画の策定

「姫路市地域防災計画」は、大きく地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、資料編の3部で構成されている。

それぞれの計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画に区分され、本市における災害対策についての基本的な対応策及び方針を明記し、総合的な計画として位置付けている。

「姫路市地域防災計画」は、昭和38年に制定されて以来、常に社会情勢や構造の変化に合わせて、その見直しを行うことが義務付けられており、毎年、姫路市防災会議を開催して、地域防災計画を検討審議し、所要の修正を行っている。

・防災訓練の実施

行政・自主防災組織・ボランティア・防災関係機関等が連携し相互協働のもと、それぞれの役割に応じた最も効果的で迅速かつ的確な応急態勢の確立と地域住民の防災意識の高揚と自主防災力の向上を図るため、毎年テーマを決め総合的な防災訓練を実施している。

なお、各地区においては、防災週間を中心とした自主防災会、消防団等により自主的な訓練が実施されている。

・災害対策物資の備蓄

備蓄物資の集中管理と災害時の計画的な配給を行うための備蓄拠点として、災害対策用備蓄倉庫及び防災倉庫等を設置している。

備蓄品※は、阪神・淡路大震災の避難者数を参考にアルファ化米など約18万食を確保しているほか、毛布、洗面セット、タオル、石鹼、粉ミルク、紙オムツ、携帯トイレ、マスク、生理用品、皿、飲料水袋等の生活必需品を備蓄している。

また、被災2日目以降については、行政間の相互応援協定や流通業者との応援協定等で確保予定である。

※詳細は、姫路市地域防災計画 資料編 資料7-1参照

・姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等の発生に備え、市民の生命と健康を守り、経済的影響を最小限に抑えるため、科学的根拠に基づく対策を関係機関と連携して推進することとしている。

2) 姫路市商工会の取組

・企業BCP策定支援セミナーの開催

とき 令和4年6月24日

講師 中小企業診断士 稲垣 賢一 先生

参加 31事業所（中播磨地区青年部事業者等を含む）

- ① 専門家による企業BCP策定支援セミナーの開催により策定の重要性を発信
- ② 兵庫県商工会連合会と連携し、関連共済のPR
- ③ セミナー終了後の事業継続力強化計画策定支援（アフターフォロー）

・全国商工会連合会において「商工会災害対応システム」が運用されている。自然災害について各商工会職員が確認した被災状況について速やかに商工会組織全体で被災情報等の共有を図り、迅速な支援の実施に繋がることを目的としている。

ここで報告された内容は、国等へ被害状況説明に活用されている。

・当会本所内2階倉庫にて、防災備品を備蓄している。

備蓄品は、防災用具（ヘルメット、安全靴、緊急用トイレ等）、非常食（災害用備蓄パン、非常食セット、飲料水等）の他に、救急用具（救急箱等）も備蓄している。

II 課題

企業BCPの策定支援については、セミナーの開催及びPRチラシを配布。巡回訪問時や窓口相談対応時等の声掛け等に努めている。しかし、小規模事業者において必要性を感じていると思われるが、マンパワー不足の現実もあり策定に踏み切れない事業所が大半である。

全国商工会連合会においても商工会災害対応システムが導入され積極的に推進されてきたが、当該システムを活用する機会が多くないということもあり、全職員がしっかりと使いこなせていない

ないのが現状である。

また、緊急時の対応についてもノウハウを持った職員が少ないのが現状であり、緊急時の具体的な運営体制やマニュアルを全職員が活用できるようにするための対策が必要である。

姫路市とも災害時の対応について情報共有を進め、連携を強化する必要がある。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報が抜き取られたり、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウィルス対策ソフトを導入する、O S・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし、使い回さない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- 商工会職員の災害時に関する知識の向上を図る。
- 地区内小規模事業者に対してもセミナーの開催やチラシの配布することで災害リスクに対する事前対策の必要性を周知する。また、情報の発信についてはホームページへも掲載し、会員事業所だけではなく地域の事業所全体に周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、姫路市商工会と姫路市との間で被害情報等を共有する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）			
			セミナー 開催	専門家 派遣	BCP	事業継続力 強化計画
1, 459	1, 083	R7	1	14	7	2
		R8	1	14	7	3
		R9	1	14	7	4
		R10	1	14	7	5
		R11	1	14	7	5

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する
 - ・商工会NEWS（毎月発行）、商工会WEBサイト（適宜掲載）BCP取組状況の確認年1回、
 - ・巡回指導時に施策を紹介（まずは会員企業から、2年目から会員企業以外にも紹介していく）
 - ・BCP策定相談会1件（目標に記載している団体は本欄に記載しなくても可）

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は事業継続計画を作成しており、定期的に見直しを図っている

3) 関係団体等との連携

- 全国商工会連合会が連携協定を結ぶ保険会社や兵庫県共済協同組合と連携し、各事業者が抱える災害をはじめとする事業継続上の様々なリスクを認識し、それぞれの事象へ予め対策を講じる必要があることの周知を図る活動において、BCP策定手法等ノウハウの提供や専門家の紹介など、会員事業者以外も対象としたセミナーや損害保険及び共済の紹介等、個別相談等を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認
- 商工会及び姫路市の担当部署間で上記要確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（洪水、土砂災害、津波、高潮、ため池災害）が発生したと仮定し、姫路市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後速やかに職員の安否報告を行う。

（S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を商工会と姫路市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- 商工会と姫路市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(災害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事象所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事象所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

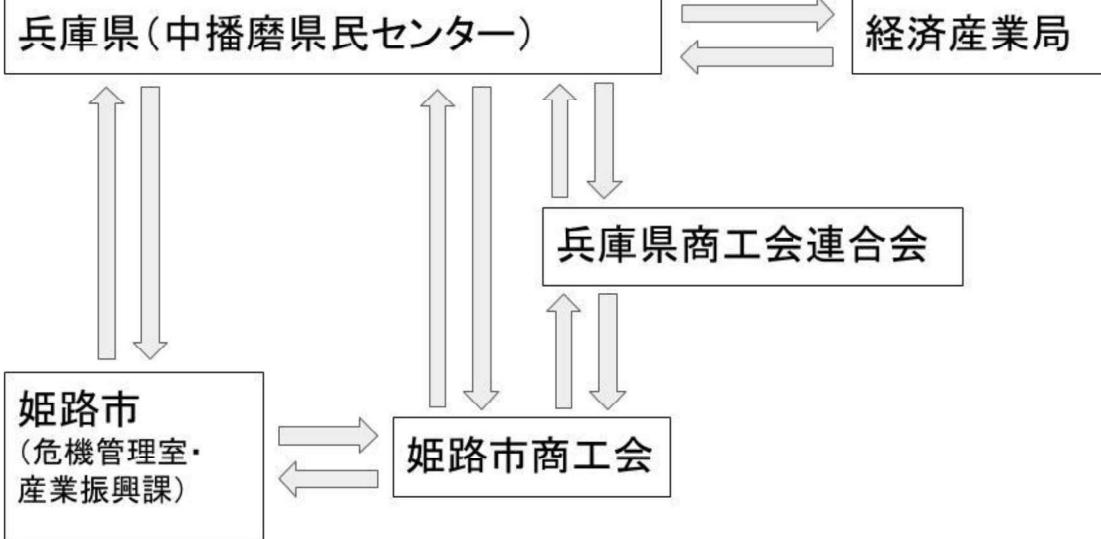
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～3日	1日に2回共有する
3日～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・当市でとりまとめた「姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には、各地区の商工会役員から経営指導員が情報収集できる仕組みを構築し、平穏時から役員会等において周知依頼する。
- ・被害状況の確認は商工会と姫路市が連携して行う。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて商工会又は姫路市より中播磨県民センターへ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、兵庫県商工会連合会と連携しながら姫路市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、姫路市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の設置等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県商工会連合会に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

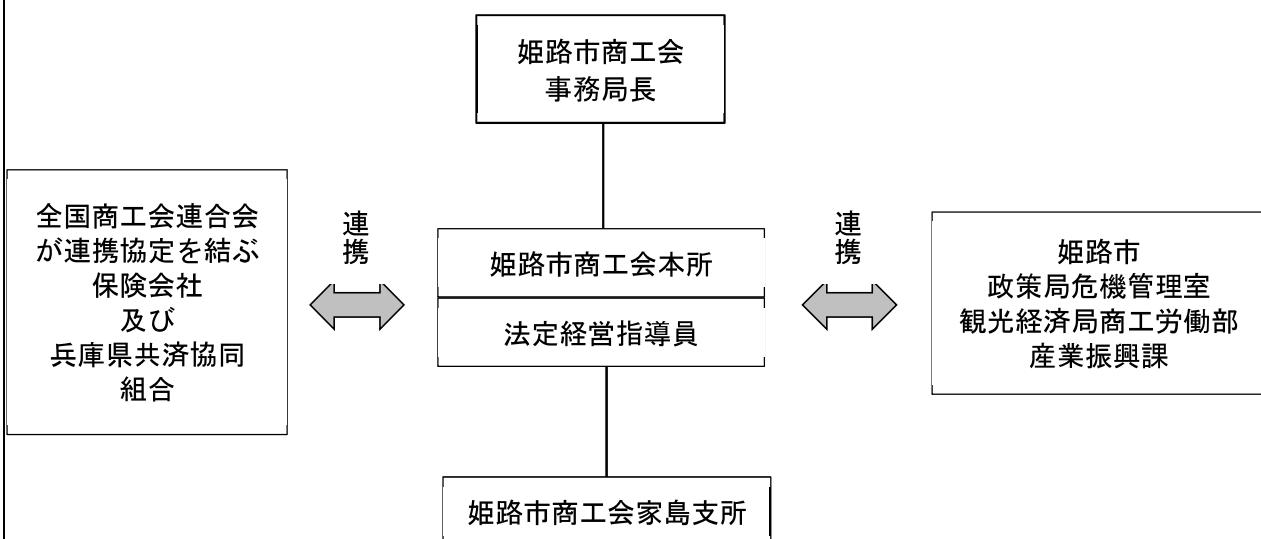
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年2月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 藤川 裕司（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（年1回）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

姫路市商工会 経営支援課

〒671-2103 兵庫県姫路市夢前町前之庄 1434-15

TEL 079-336-1368 FAX 0749-336-1130

e-mail info@himeji-shoko.jp

姫路市商工会 家島支所

〒672-0102 兵庫県姫路市家島町宮 1900

Tel 079-325-0629 FAX 079-325-2359

e-mail ieshima@beach.ocn.ne.jp

②関係市町

姫路市 政策局 危機管理室 災害対策担当

〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地

Tel 079-223-9595 FAX 079-223-9541

e-mail kikikanri@city.himeji.lg.jp

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課

〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地

Tel 079-221-2513 FAX 079-221-2508

e-mail sankou@city.himeji.lg.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	530	530	530	530	530
・専門家派遣費	420	420	420	420	420
・協議会運営費					
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、兵庫県補助金、その他補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。